京都府立乙訓高等学校「部活動に係る活動方針」

1 部活動の意義について

高等学校における部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と学習指導要領に位置付けられており、学校教育の一環として、教員等の指導のもと、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

2 練習時間・休養日の設定等について

部活動指導においては、体育系・文化系を問わず、生徒が学習をはじめ とする学校での活動と家庭での生活がバランス良く行えるよう、練習や大 会参加等を計画的に設定・管理していくものとする。

(1)練習時間

- ・原則、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度、土、日曜日及び祝日に実施する場合は、4時間程度とする。ただし、公式大会やコンクール、対外試合(合宿・遠征試合含む)や複数校の交流等における活動時間については、上限とする時間を超えた活動時間となる場合もあり得る。
- ・長期休業中の練習については、土、日曜日及び祝日に実施する場合に 準ずる。
- ・なお、本校の活発な部活動への取組み状況、また、スポーツ健康科学 科を有することから、その実態を十分に踏まえ、練習と休養のバランス の取れた運用に努める。

(2) 休養日

・休養日は、週当たり1日以上設定することとし、月当たり2回程度、 土、日曜日に休養日を設定するよう努める。

ただし、公式大会やコンクール、対外試合(合宿・遠征試合含む)や複数校の交流等で、休養日の設定が困難な場合は、概ね1ヶ月程度で代わりとなる休養日の設定に努める。

3 活動計画等について

- ・部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・ 短期目標を立案し、月間計画を作成すること。
- 活動計画の内容等については、出来る限り、該当生徒や保護者に対して書面等で事前に示すこと。

4 指導の在り方等について

- ・生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防し、心理的な疲労 回復を図るために、適切な練習時間や休養日を設定するなど、合理的で かつ効率的・効果的な練習を行う。
- ・体罰は決して許されないとの共通理解の下、体罰を防止するため、学校全体で、生徒との関係が支配・被支配の関係になる危険性があることを常に認識し、日常の活動を通じて生徒とのコミュニケーションを密に図り、信頼関係に基づく一貫した指導体制の充実に努める。
- ・生徒との親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があることを認識すると共に、SNS等による個別連絡や個別指導等が密室下で行われることがないようにする。
- ・怪我、事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法(AED設置状況及び使用方法等)など、危機管理マニュアルに基づき対応する。

5 その他

基本的には、京都府部活動指導指針に基づき、運用することとする。